

しかし、フロン類の回収量は年々増加しているが、回収率が3割程度と低迷している。また、冷凍空調機器の設備不良や経年変化により、想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明した。このため、平成25年6月にフロン回収破壊法が改正され、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全体で包括的な対策を実施するよう「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が公布された。管理者による機器の点検、漏えい量の報告等が、また、充てんに係る業の登録、充てん回収証明書の交付等が義務付けられ、平成27年4月1日から施行されるため、各地で説明会を開催し、法の周知を図った。

なお、第一種フロン類回収業登録事業者数は、平成27年3月末日現在、656である。

一方、フロン類の問題を啓発し、社会全体のフロン類の認知度を高め、フロン類の排出防止、回収促進を進めるため、フロン類を使用する機器に温室効果ガスとしてのフロン類の二酸化炭素換算量を記入するシールを第一種フロン類回収業者の登録、更新および変更の申請のあった事業者に配布している。

(2) 酸性雨実態調査の推進

近年、酸性雨による湖沼や森林等の生態系への影響が懸念され、県内においてもその実態の把握が必要とされている。

県では、平成2年度から県内5地点において、雨水のpH、導電率、硫酸イオンなど10項目及び降水量を測定してきたが、平成17年度以降は、環境省の設置する伊自良湖の酸性雨測定局の調査により県内の傾向を把握している。

第4節 地盤沈下、騒音、振動、悪臭の防止

1 地盤沈下対策の推進

(1) 地盤沈下の状況<環境管理課>

地盤沈下は、主に地下水の過剰採取により、帯水層の水圧が低下し、粘土層の間隙水がしぼり出され、粘土層が収縮することによって、地表平面が徐々に沈下する現象で、ひとたび発生すると回復は不可能であるとされている。

このため、県では、地盤沈下の状況を把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して、一級水準測量調査、地下水位調査を実施している。

なお、岐阜・西濃地区では近年、全体的に地下水揚水量が減少傾向にあることから、経年的に地下水位が上昇又は横ばいの傾向にあり、沈下は安定しているが、渇水の発生時などには、面的な地盤沈下の発生が見られる。

(2) 地盤沈下対策<環境管理課>

県では、地盤沈下の動向を的確に把握するため、東海

三県地盤沈下調査会と連携して一級水準測量調査及び地下水位調査を実施しているほか、データ収集、解析等を行い、現状把握に努めている。

また、西濃地区地下水利用対策協議会及び岐阜地区地下水対策協議会と連携し、地下水採取の自主規制及び地下水利用の合理化指導を行い、地下水の有効利用を促進して、地盤沈下の防止に努めている。

平成15年8月には、「岐阜県における地盤沈下防止のための地下水保全指針」を策定するとともに、岐阜県内のそれぞれの地域が、地盤沈下の沈静化や地下水保全等を目的とした活動の方針を設定する場合の目安とするために、圏域別に地下水保全のガイドラインを示した。

なお、濃尾平野における総合的な地盤沈下防止対策を推進するため、昭和60年4月地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」が制定（平成7年9月一部改正）されたことを受け、地盤沈下の防止と併せて地下水の保全を図るため、地域の実情に応じた総合的な対策を推進している。

ア 一級水準測量調査<環境管理課>

国土交通省国土地理院及び中部地方整備局が行う調査に合わせて、本県も昭和47年度から岐阜・西南濃地域約350km²を対象に調査を行っている。平成22年度から、隔年で疎密をつけて観測することとし、偶数年度である平成26年度は、測量路線64km、水準点47地点について調査を行った。

平成26年度の調査結果では表2-2-50のとおり、面的な地盤沈下は認められなかった。

主要水準点の沈下状況は、表2-2-51及び図2-2-22のとおりである。

表2-2-50 地盤沈下面積の経年変化

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
沈下面積(km ²)											
1cm以上2cm未満	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0
2cm以上3cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 各年度の数値は、11月1日を基準日とした過去1年間の地盤沈下面積の概数を示す。

イ 地下水位調査<水資源課>

岐阜・西南濃地域に設置してある25箇所の観測井で常時監視を実施している。

このうち、平成26年度の主要観測井における地下水位は、表2-2-52のとおり、平成25年度に比べ大きな変化はないが、経年的な推移を見ると、図2-2-23のとおり、回復傾向にある。

表2-2-51 主要水準点の標高の経年変化

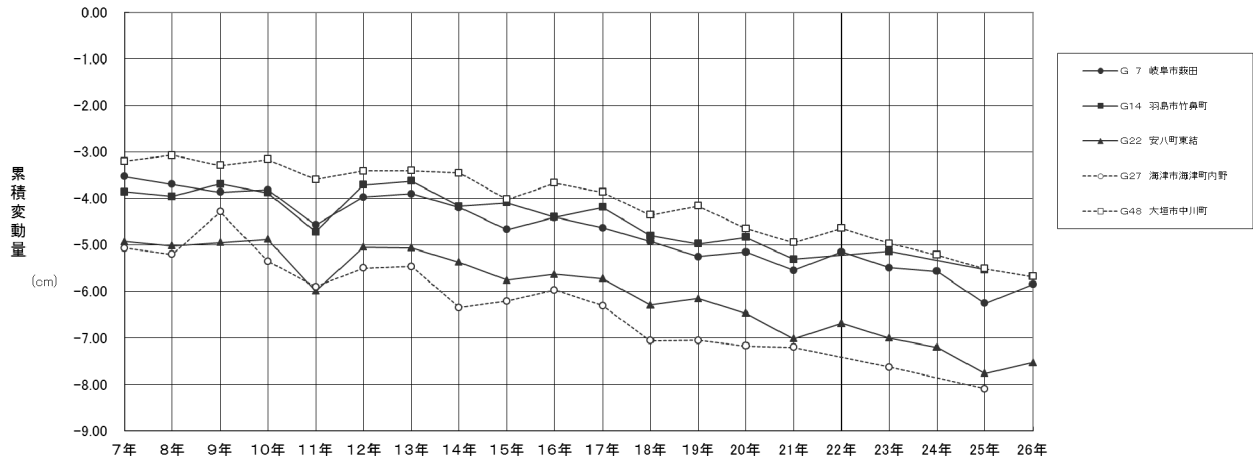
水準点標識番号(所在地)	47年標高(A)	25年標高(B)	26年標高(C)	年間変動量(C)-(B)	累積変動量
G 7 (岐阜市藪田)	8.3225m	8.2645m	8.2686m	+0.41cm	-5.85cm
G 14 (羽島市竹鼻町)	7.6544m	7.6088m	—	—	-5.53cm
G 22 (安八町東結)	5.6871m	5.6124m	5.6147m	+0.23cm	-7.53cm
G 27 (海津市海津町内野)	0.5528m	0.4819m	—	—	-8.09cm
G 48 (大垣市中川町)	7.5914m	7.5256m	7.5273m	-0.17cm	-5.68cm

備考) 1 県環境管理課調べ

2 国土地理院により、平成13年標高が補正されたため、累積変動量は「(C)-(A)」と一致しない。

3 G14、G27については隔年測定地点となったため、26年標高は測量されていない。

図2-2-22 主要水準点の累積変動量の経年変化



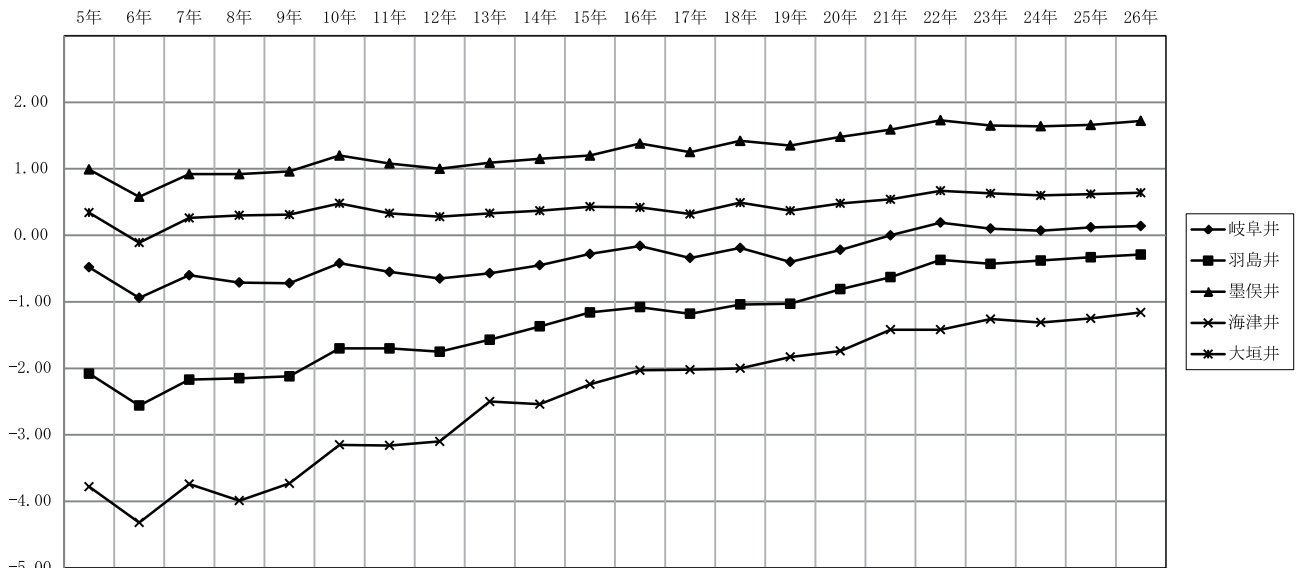
備考) 1 県環境管理課調べ
2 G14、G27については隔年測定地点となったため、22年と24年と26年は測定されていない。

表2-2-52 主要観測井の地下水位の経年変化

水準点標識番号(所在地)	昭和54年 地下水位(A)	平成25年 地下水位(B)	平成26年 地下水位(C)	年間変動量 (C)-(B)	累積変動量 (C)-(A)
岐阜井 (岐阜市須賀)	-1.42m	+0.12m	+0.14m	+0.02m	+1.56m
羽島井 (羽島市上中町)	-5.38	-0.33	-0.29	+0.04	+5.09
墨俣井 (大垣市墨俣町下宿)	+0.13	+1.66	+1.72	+0.06	+1.59
海津井 (海津市海津町古中島)	-9.85	-1.25	-1.16	+0.09	+8.69
大垣井 (大垣市北方町)	+0.23	+0.62	+0.64	+0.02	+0.41

備考) 1 県水資源課調べ
2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。

図2-2-23 主要観測井地下水位の経年変化



備考) 1 県水資源課調べ
2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。

(3) 岐阜県における地盤沈下防止のための地下水保全指針<環境管理課>

ア 岐阜・西濃圏域

西濃圏域においては、地盤沈下を防止するために、平野部における年間揚水量を平成6年(異常渇水年)統計揚水量比90%以下までに削減することが必要である。

また、岐阜圏域の平野部においても、隣接する西南濃地域の地盤沈下を防止するため、同様の揚水量削減に努める。

イ 中濃圏域

中濃圏域北部における自然湧水の地下水は、歴史的

な由来もあることから、現在の状況を保全することに努めるとともに、一層の地下水涵養に努める。

ウ 東濃圏域

東濃圏域は、地下水に恵まれていないが、利用可能な地下水については、渇水時等に極めて有用な水源となることから、現在の状況を保全し、一層の地下水涵養に努める。

エ 飛騨圏域

飛騨圏域のほとんどは山間部で、地下水の利用は少ないが、渇水時等に極めて有用な水源となることから、現在の状況を保全し、一層の地下水涵養に努める。

2 騒音、振動及び悪臭の防止

(1) 騒音の状況

ア 概況<環境管理課>

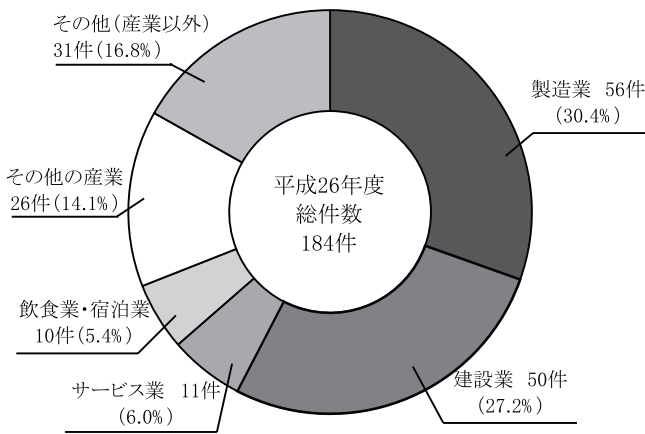
騒音公害は、各種公害の中でも日常生活に関係が深いものであり、その発生源は製造事業所、建設業をはじめ、自動車、鉄道、航空機などの交通機関や飲食店、家庭生活など多種多様である。

平成26年度の騒音に関する苦情件数は184件であり、図2-2-24のとおり、事業所に起因するものが多く全体の約8割を占め、そのうち製造業、建設業に起因するものが多い。

これらの騒音の防止対策としては、発生源に対する立入検査、土地利用の適正化の指導などを積極的に行っている。

また近年、家庭からでる楽器やクーラーの音、ペットの鳴き声などいわゆる近隣騒音についても問題となっており、県民自らが近隣騒音の防止に留意するなど静穏な居住環境の保全対策が必要となっている。

図2-2-24 騒音に関する苦情の発生源別内訳



備考) 県環境管理課調べ

イ 環境騒音の定点観測調査<環境管理課>

(7) 道路に面する地域以外の地域 (以下「一般地域」という。)

平成26年度の測定結果は表2-2-53及び資料38のとおりで、環境基準達成率は、類型Aでは95.7%、類型Bでは91.5%、類型Cでは91.7%であった。また、全体の環境基準達成率は92.3% (昼間) であった。

表2-2-53 一般地域における環境基準達成率 (環境基準達成率：%)

区分	類型A	類型B	類型C
平成24年度	100	89.4	94.9
平成25年度	100	91.3	91.9
平成26年度	95.7	91.5	91.7

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 類型A：専ら住居の用に供される地域
- 類型B：主として住居の用に供される地域
- 類型C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(i) 道路に面する地域<環境管理課>

道路に面する地域については、住居等のうち騒音のレベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する「面的評価」を平成17年度から実施している。

平成26年度は、454区間の面的評価を実施し、測定結果は、全体(47,987戸)のうち、昼間(6時~22時)及び夜間(22時~6時)とも環境基準を達成したのは45,051戸(93.9%)であった。

表2-2-54 道路に面する地域における環境基準達成率 (環境基準達成率：%)

区分	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
平成24年度	94.7	0.7	1.9	2.7
平成25年度	93.6	0.7	2.0	3.7
平成26年度	93.9	0.7	1.9	3.5

備考) 県環境管理課調べ

(ウ) 航空機騒音<環境管理課>

本県には、航空自衛隊が使用している岐阜飛行場が各務原市内にあり、航空機の離着陸等に伴い発生する騒音が生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和54年に岐阜飛行場の周辺地域(岐阜市、各務原市、岐南町、笠松町)の2市2町約93km²について、「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を県及び各市で行っている。

平成26年度の測定結果は、環境基準達成率が60.0%となっている。

表2-2-55 航空機騒音の環境基準達成率 (環境基準達成率：%)

区分	全体	類型I	類型II
平成24年度	50.0	0	62.5
平成25年度	60.0	50.0	62.5
平成26年度	60.0	50.0	62.5

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 類型Iの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型IIの地域は類型I以外の地域で、通常の生活を保全する必要がある地域である。

(エ) 新幹線鉄道騒音<環境管理課>

本県の南西部(大垣市、羽島市、垂井町、関ヶ原町、安八町)を東海道新幹線鉄道が通過(約31km)しており、列車の高速走行に伴い発生する騒音等が沿線地域の生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和52年4月、沿線地域2市3町の約22km²について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を行っている。

平成26年度の測定結果は、環境基準達成率が40.0%となっている。昨年度と比較して環境基準の達成率は低下している。

表2-2-56 新幹線鉄道騒音の環境基準達成率 (環境基準達成率：%)

区分	全体	類型I	類型II
平成24年度	60.0	52.9	100.0
平成25年度	75.0	70.6	100.0
平成26年度	40.0	29.4	100.0

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 類型Iの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型IIの地域は類型I以外の地域で、商工業の用に供される地域である。
- 3 軌道中心線からの距離が、25mの地点で測定をしている。

ウ 工場騒音の状況<環境管理課>

工場・事業場の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-2-57のとおり12,239工場であり、その38.8%が岐阜地域に集中し、次いで東濃地域、西濃地域の順となっている。また、これらを特定施設別に見ると66,749施設あり、岐阜地域、西濃地域では繊維関係、中濃地域では金属関係、東濃地域では窯業関係、飛騨地域では木材木工関係の施設がそれぞれ多く、各地域の地場産業の特色が表れている。

住居地に混在する特定工場等の多くは、比較的小規模であるが民家との距離も近いことから苦情が発生しやすい状況にある。

表2-2-57 騒音に係る特定工場等の届出状況
(平成27年3月末現在)

地域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
騒音規制法	3,007	1,451	1,369	1,352	576	7,755
県公害防止条例	1,736	789	810	943	206	4,484
計	4,743	2,240	2,179	2,295	782	12,239

備考) 県環境管理課調べ

エ 建設作業騒音の状況<環境管理課>

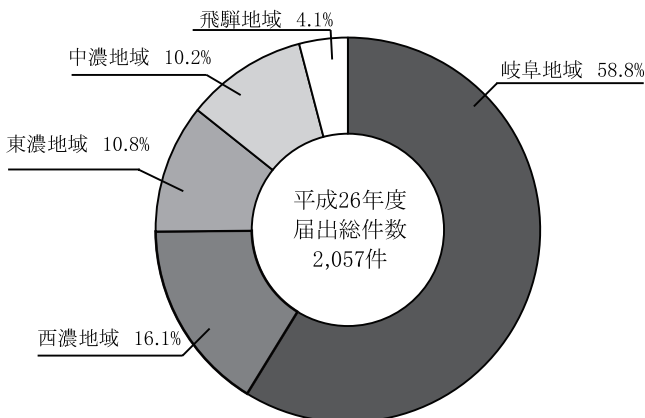
ビル建設や大規模工事の増加及び建設機械の大型化などにより、建設作業に伴い発生する騒音が作業現場の周辺地域に影響を及ぼすことが懸念されている。

この騒音を防止するため、「騒音規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っている。

なお、平成26年度は、県内で2,057件の特定建設作業の届出があった。地域別にみると図2-2-25のとおり、岐阜地域が最も多く全体の58.8%を占め、次いで西濃地域の16.1%となっている。

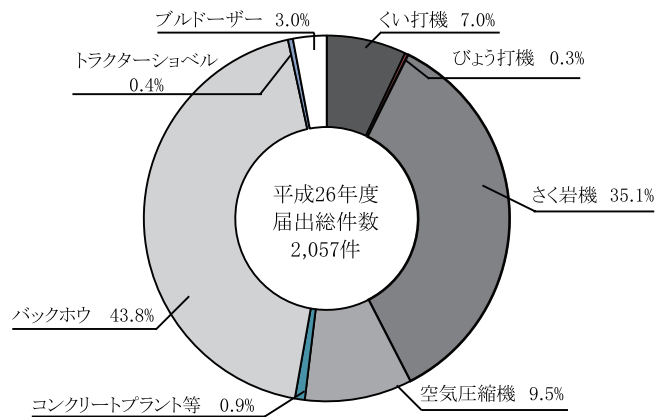
また、種類別にみると、図2-2-26のとおり、バックホウを使用する作業が最も多く全体の43.8%を占め、次いでさく岩機を使用する作業が35.1%となっている。

図2-2-25 騒音に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

図2-2-26 騒音に係る特定建設作業の種類別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

オ 交通管理<警察本部交通規制課>

本県は、免許保有者（人口比）が全国8位、自動車保有状況（人口比）が全国12位と高位置にある中、県内の主要幹線道路における交通量は多く、朝夕を中心に恒常的に交通渋滞が発生するなど、自動車交通に起因する騒音、振動が発生している。

これらを防止するため、人口集中地区では、警察と住民、自治体、道路管理者等と連携して「あんしん歩行エリア」、「ゾーン30」を設定し、また、これらエリアやゾーンに含まれない地区においても、「生活道路対策」として、地域内の生活環境の特性に応じて、歩行者用道路、一方通行、大型車両通行止め、速度規制、指定方向外進行禁止等の各種規制を組み合わせ、地区内の通過交通の減少や走行速度の低下に努め、騒音、振動のない良好な生活環境の実現を図っている。

さらに、バス優先通行帯、駐車禁止、歩行者用道路等の交通規制を推進し、公共輸送機関利用促進を図ることにより、交通総量の抑制を図っている。

交通管制センターでは、道路上の車両感知器や光ビーコンからの交通情報を収集・分析して信号機を集中制御することにより、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、交通渋滞などの交通情報を交通情報板やカーナビ（VICS対応）などでドライバーに提供することにより、交通渋滞を緩和し、排出ガスの削減や騒音等の防止を図っている。

平成26年度には、旅行時間の短縮などによる騒音等軽減方策として、岐阜市、各務原市、羽島市、大垣市、輪之内町内において28基の信号機を新たに集中制御化して交通管制エリアの拡大を行った。

平成26年度末現在における交通管制エリアは、本部センターのエリア面積150.86km²（581基）、大垣サブセンターは同38.90km²（171基）、各務原サブセンターは同22.02km²（103基）であり、その他に7箇所のミニセンター（多治見、可児、郡上、高山、関、恵那、瑞浪）で225基について集中制御を行っており、今後とも交通管制エリアの拡大を図っていく。

(2) 振動の状況<環境管理課>

ア 概況

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、主として心理的、感覚的な影響が強く、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られる。また、振動と騒音とは同一の発生源から同時に発生することが多い。

平成26年度の苦情件数は6件であり、資料11のとおりであった。

これらの振動の防止対策としては、発生源に対する立入検査、土地利用の適正化の指導などが積極的に行われている。

イ 工場振動の状況

工場・事業場の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について、「振動規制法」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-2-58のとおり5,849工場であり、その43.0%が岐阜地域に集中し、次いで西濃地域、中濃地域の順となっている。

また、「振動規制法」に基づく特定工場等を特定施設の種別別にみると、繊維関係の工場又は施設が最も多く、岐阜地域及び西濃地域に集中している。

表2-2-58 振動に係る特定工場の届出件数
(平成27年3月末現在)

地域名 適用区分	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
振動規制法	2,517	1,309	928	872	223	5,849

備考) 県環境管理課調べ

ウ 建設作業振動の状況

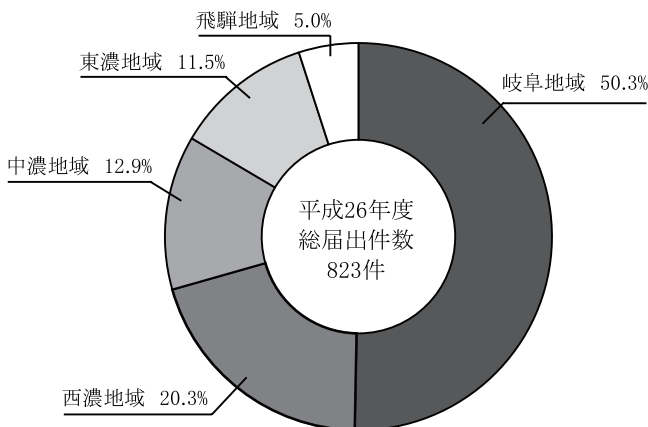
建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がってきている。建設作業は一般に短期間で完了することが多いが、騒音と異なり建物・家屋等に被害が残ることがあるため問題が生じやすい。

この振動を防止するため、「振動規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っている。

なお、平成26年度は県内で823件の特定建設作業の届出があり、これを地域別にみると図2-2-27のとおり岐阜地域が最も多く全体の50.3%を占め、次いで西濃地域の20.3%となっている。

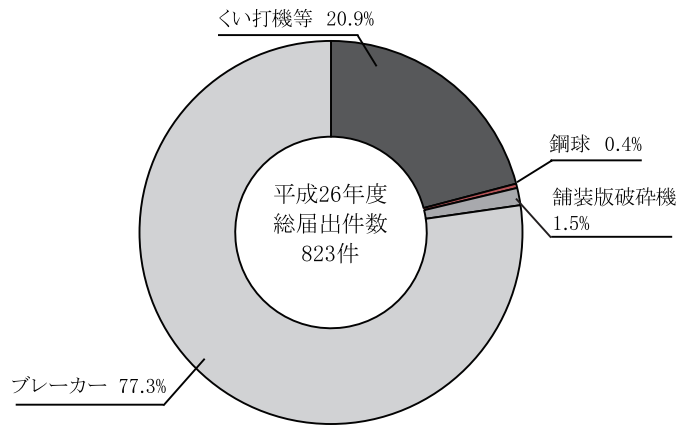
また、種別別にみると、図2-2-28のとおり、ブレーカーを使用する作業が最も多く全体の77.3%を占め、次いでくい打機等を使用する作業が20.9%となっている。

図2-2-27 振動に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

図2-2-28 振動に係る特定建設作業の種別届出状況



備考) 県環境管理課調べ

エ 道路交通振動の状況

自動車交通量の増加、車両の大型化又は道路網の整備等により、自動車騒音と同様に広範囲な地域で問題となっているものの、騒音に比べて伝播距離は短く、その被害範囲は道路に近接した地域に限定されている。

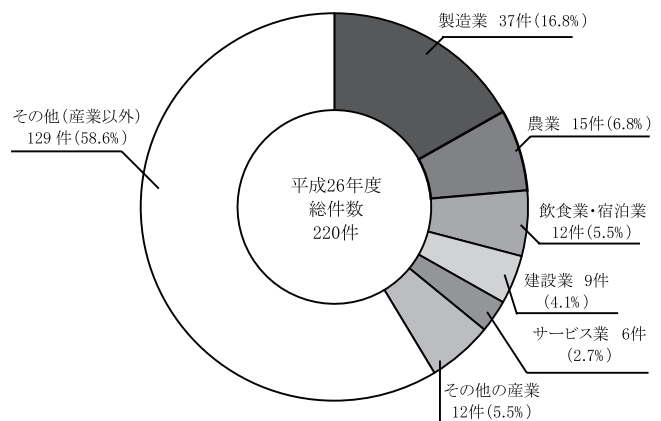
(3) 悪臭の状況<環境管理課>

ア 概況

悪臭は、人の感覚に直接知覚されるもので個人差が著しく、発生源は製造業や畜産業など多種多様である。また、悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり、規制については非常に難しい面がある。

平成26年度の悪臭に関する苦情件数は220件であり、図2-2-29及び資料11のとおり、事業所の苦情によるものは全体の約41.4%で、製造業に起因するものが全体の16.8%を占め、次いで農業の6.8%となっている。

図2-2-29 悪臭に関する苦情の発生源別内訳



備考) 県環境管理課調べ

イ 工場・事業場の状況

悪臭は多種多様な発生源が考えられ、またその発生源について届出制度となっていないことから、悪臭に関連する工場・事業場の正確な数は把握できない。苦

情の状況等からみると、製造業では塗装関連業、化学工場が悪臭に関連する工場・事業場になる。農業については畜産業に係るものがほとんどである。その他の事業では、ゴミ処理施設、し尿処理場、下水処理場などが悪臭の発生源となる状況にある。

一般家庭においても、便槽、浄化槽、生活排水、ゴミ置き場等が苦情対象となっている。また屋外焼却に係る悪臭の発生事例もある。

(4) 騒音、振動、悪臭対策

ア 騒音対策

(7) 一般環境騒音<環境管理課>

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域(岐阜市等21市17町)内の一般地域130点において、定点観測調査を実施した。

(イ) 自動車騒音<環境管理課>

県内の国道、県道及び市町道の454区間の自動車騒音について面的評価を実施した。

(ウ) 航空機騒音<環境管理課>

「航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域(各務原市等2市2町)内の10地点において、定点観測調査を実施した。

一方、防衛省は「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく民家の防音対策の対策地域を昭和60年3月に拡大するなど、平成26年度までに16,891戸について防音対策工事を実施した。

(エ) 新幹線鉄道騒音<環境管理課>

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定」地域(大垣市等2市3町)内の20地点において、定点観測調査を実施した。

一方、東海旅客鉄道(株)は「新幹線鉄道騒音振動障害防止対策要綱」に基づき、県内の上下線延長約62kmのうち約35kmに防音壁を設置し、更に防音効果を高めるための諸工事を行っている。

なお、関係市町と沿線住民とで構成する「岐阜県東海道新幹線公害対策連絡協議会」は、東海旅客鉄道(株)に対策の実施を要望している。

(オ) 工場騒音及び建設作業騒音<環境管理課>

市町村は、特定工場等及び特定建設作業に対し、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査を実施している。

また、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

イ 振動対策<環境管理課>

(7) 工場・事業場の監視指導

市町村は、「振動規制法」に基づく特定工場等への立入り、届出事項の確認、特定施設の維持管理状況、防振対策の状況等について検査を行い、必要に応じ振動測定を実施している。

一方、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

ウ 悪臭対策

(7) 規制措置<環境管理課>

県では、市町村における工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、「悪臭防止法」に基づき事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域を指定している。

また、特定悪臭物質としてアンモニア等22物質については、工場・事業場の敷地境界で臭気強度2.5(ノルマル酪酸のみ臭気強度3.0)に相当する濃度規制、排出口(アンモニア等13物質)では流量規制、さらに硫化水素等硫黄系の4物質については排出水中の濃度規制を行っている。

(イ) 工場・事業場の監視指導<環境管理課>

「悪臭防止法」に基づき市町村が監視指導を行っている。

(ウ) 複合臭への対応<環境管理課>

悪臭物質ごとの規制では対応できない複合臭に対しては、「官能試験法による悪臭対策指導要領」(平成7年4月施行)に基づき指導を行っている。

(エ) 畜産関係の環境保全対策<畜産課>

① 畜産排水に係る水質汚濁の防止対策

家畜のふん尿は適切な処理を施すことにより、有効な土壌改良資材及び有機質肥料として利用できるため、農地等への還元を基本とし、排水処理による排出は最小限にとどめることとしている。しかし、いまだに浄化処理に頼らざるを得ない畜産農家も一部にある。

そのため、畜産排水に係る水質汚濁防止対策としては、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」等に基づき、畜産農家の立地条件及び経営規模に適応した汚水処理施設を含む家畜ふん尿処理施設の設置の指導を行い、また、既存の施設に対しては、畜産農家を巡回し適正な維持管理を強力に指導している。

平成25、26年度の畜産環境保全整備に係る事業については表2-2-59、60のとおりである。

表2-2-59 畜産環境保全整備事業の実施状況

(平成25年度)

区 分	総 数	事 業 内 容	
		土地還元対策	家畜ふん尿処理施設等
	件 数	件 数	件 数
畜産環境整備リース事業	5箇所	3箇所	2箇所
堆肥保管施設整備リース事業	1箇所	0箇所	1箇所
計	6箇所	3箇所	3箇所

備考) 県畜産課調べ

表2-2-60 畜産環境保全整備事業の実施状況

(平成26年度)

区 分	総 数	事 業 内 容	
		土地還元対策	家畜ふん尿処理施設等
	件 数	件 数	件 数
畜産環境整備リース事業	1箇所	0箇所	1箇所
計	1箇所	0箇所	1箇所

備考) 県畜産課調べ

②畜産農家に対する指導

畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」等に基づき、畜産農家を巡回して次のような指導を行った。

- ・臭気吸着特性を持つおが粉、チップ、パーク、粉碎もみから等の資材を利用した悪臭防止対策を、畜舎や堆肥舎で積極的に利用する。
- ・ふん尿を迅速かつ適切に処理し、長時間放置しない。
- ・必要に応じて脱臭剤を用いる。
- ・畜舎及び処理施設等について密閉方式の採用を検討する。
- ・ふん尿の加熱処理や焼却等による悪臭の発生源を点検調査する。
- ・ふん尿処理施設の適正な維持管理に細心の注意を払う。
- ・畜舎周辺の清掃に留意し、草花、樹木等により環境美化に努める。
- ・周辺住民との相互理解に努め、また、集落に介入する畜舎からの悪臭に関する苦情の解決策として、適地への経営移転について検討する。

「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11年7月12日に制定され、平成12年1月15日から施行されたことから、平成12年度から同法第26条に基づく、大気、水質、土壌等の常時監視を実施している。

平成26年度は、大気、河川水、地下水、土壌、河川底質のいずれの環境媒体においても環境基準に適合していた。

土壌については、平成14年度より一般環境の他に、発生源周辺（焼却施設周辺の最大着地濃度発生地点等）についても測定している。その結果は、一般環境よりも若干高い値であったが、環境基準を大きく下回っていた。

表2-2-61 ダイオキシン類調査の概要

ア) 調査時期 平成26年4月～平成27年3月
イ) 調査地点

調査対象	調査地点	検査件数	概要
大気	5(2)	14(8)	3地点は、各地点ごとに年2回測定、残る2地点は岐阜市内で、年4回測定
河川水	13(4)	25(10)	河川環境基準点等13地点、桑原川、津屋川、荒田川、境川については、年4回測定
地下水	6(3)	6(3)	常時生活用水等として使用されている井戸水
土壌	3(3) 8(5)	3(3) 8(5)	一般環境（学校の運動場、公園） 発生源周辺（焼却施設周辺の最大着地濃度発生地点等）
底質	10(4)	10(4)	河川環境基準点等10地点
計	45(21)	66(33)	

備考) 1 県環境管理課調べ
2 () は、内岐阜市が実施した数

第5節 環境汚染化学物質対策の推進

1 ダイオキシン類対策の推進

(1) ダイオキシン類の常時監視<環境管理課>

ダイオキシン類は、発ガン性、催奇形性等の毒性が指摘されている化学物質であり、微量でも人に有害な影響をもたらすため、その環境汚染に対しては社会的関心が非常に高い。

県では、一般環境中のダイオキシン類の汚染状況を把握するため、平成10年度から大気その他、水質（河川水及び地下水）、土壌、河川底質及び水生生物の調査を実施してきた。

表2-2-62 ダイオキシン類調査の結果（概要）

調査対象	ダイオキシン類濃度		環境基準	単位
	濃度範囲	平均		
大気	0.0095～0.049	0.021	0.6pg-TEQ/m ³ 以下（年間平均値）	pg-TEQ/m ³
河川水	0.048～0.87	0.25	1pg-TEQ/L以下（年間平均値）	pg-TEQ/L
地下水	0.037～0.13	0.066	1pg-TEQ/L以下（年間平均値）	pg-TEQ/L
土壌（一般）	0.22～1.4	0.75	1,000pg-TEQ/g以下	pg-TEQ/g
土壌（発生源）	0.0028～2.8	1.18		
底質	0.14～15	4.3	150pg-TEQ/g以下	pg-TEQ/g

※pg：ピコグラム、1ピコグラムは、1兆分の1グラム

※TEQ：毒性等量。(Toxicity Equivalency Quantity)

※ダイオキシン類は、223種類の物質の総称で、これらの内毒性のある物は29種類ある。29種類の物質の毒性は、強弱があるので、この内の最も毒性の強い1種類（2, 3, 7, 8, -TeCDD）の毒性を1（基準）としてダイオキシン類の量を毒性の強さで換算集計したもの。

備考) 県環境管理課調べ

ア 大気（環境基準 0.6pg-TEQ/m³）

今回の調査結果は、0.015～0.030pg-TEQ/m³（※年平均）の範囲にあり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた大気環境基準に適合していた。

イ 河川水（環境基準 1pg-TEQ/L）

今回の調査結果は、0.048～0.87pg-TEQ/L（※年平均）の範囲であり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた水質環境基準に適合していた。

ウ 地下水（環境基準 1pg-TEQ/L）

今回の調査結果は、0.037～0.13pg-TEQ/Lの範囲にあり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた水質環境基準に適合していた。

エ 土壌（環境基準 1,000pg-TEQ/g）（調査指標

250pg-TEQ/g）

①一般環境

今回の調査結果は、0.22～1.4pg-TEQ/gの範囲にあり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた土壌環境基準及び調査指標のいずれにも適合していた。

②発生源（焼却施設）

今回の調査結果は、0.0028～2.8pg-TEQ/gの範囲にあり一般環境よりも若干高めめの値であったが、「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた土壌環境基準及び調査指標のいずれにも適合していた。

オ 底質（環境基準 150pg-TEQ/g）

今回の調査結果は、0.14～15pg-TEQ/gの範囲にあり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた底質環境基準に適合していた。